新たな社会的養育の在り方に関する検討会における主な御意見(第3回から第5回)【未定稿】

<「家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう」に関する定義とそのあり方>

項目	ご意見
〇「家庭養護」の定義とその	<第3回>
あり方について	家庭養護や家庭的養護の定義について、国連ガイドラインの定義に沿って議論してはどうか。
	・ 「家庭養護」の要件については、「里親及びファミリーホーム養育指針」にある5つの「基本的な考え
	方(家庭の要件)」をたたき台にして具体的な要件を検討してはどうか。
	子どもの発達にとっての家庭の役割をしっかりと議論する必要があるのではないか。
	<第4回>
	・ 家庭のあり方が多様化する中で、何をもって当たり前の生活と捉えるのかは、養育観や家族観の違いがある。
	・ 子ども自身が家庭と思うかどうかが大事。子どもにとって自分が帰ってくる場所だと感じられるか。 ずっと一緒にいてくれる人(心の中にいてくれる人)を得られる場所か。
	子どもにとっての養育者の永続性をどれだけ担保するかや、生活をともにすることをどう担保するかで考えればよいのではないか。
	一番大事な点は、子どもの愛着形成の発達上で何が必要か。安全基地としての機能を持つ家族という ものをしっかり考えていくことが前提。
Oファミリーホーム	<第3回>
	・ 実態として、職員が通ってくるようなファミリーホームは施設ケアの一類型であり、「家庭における養
	育環境と同様の養育環境」ではなく、「家庭的環境」に含めるべきではないか。
	生活の基盤が外にあってファミリーホームに通ってくるのは補助者。法人型でも自営型でも、ファミ
	リーホームに生活基盤を有している主たる養育者は少なくとも1人はおり、主たる養育者の家庭に児童
	を迎え入れて養育を行うことが通知には書かれている。

・ 施設の指導員や保育士で小規模グループケアを実施しようとした施設を、ファミリーホームに誘導したという経緯がある。その過程で起こったことであれば、あらためて小規模グループケアとして整理する必要がある。

<第4回>

- ・ ファミリーホームの職員としては、養育者と補助者がおり、養育者がファミリーホームに通うという ことは認められていない。現実に通っている場合があるのであれば、制度の運用の仕方や指導・監査の 問題ではないか。
- ・ ファミリーホームの養育者の要件として、施設での勤務経験があることがそのまま家庭養護の養育者として適当と捉えていいかは疑問。ファミリーホームの養育者の要件に、里親登録を義務づけることにより、家庭養育に固有の価値、知識、技術の修得が促進されるとともに、施設が運営するファミリーホームの養育者を通じて施設側の職員の里親に対する認識を深め、施設と里親の架け橋として施設自身が機能することが期待できる。この場合には、養育里親研修のうち施設実習は免除してもいいのではないか。
- ・ ファミリーホームの法人型の中で、1人が居住していて補助者がつく場合、地域小規模児童養護施設 の住み込み型と違いはないのではないか。
- ファミリーホームの法人型は、急ぎ里親制度を推進するという意図で作られたのではないか。
- ファミリーホームの法人型について人事異動があるかどうかも大事な点ではないか。
- ・ 里親登録し、里親研修を受け、認定された者が開くファミリーホームは家庭養育と呼んでいいのでは ないか。
- ・ ファミリーホームの法人型について、単身者は無理なのではないか。また、本体施設と同じ敷地、もしくは隣に住まわせて、食事のときには本体施設に行くような形態で実施するのは、ファミリーホームではない。
- 家庭型のファミリーホームについては里親登録を原則とした方がいいのではないか。
- 「家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合」とは、心身や行動上の問題があり、
 家庭環境では対応が困難と考えられた場合や児童が家庭環境への抵抗感が強く、当初里親等への委託が難しい場合、または、「家庭環境と同様の養育環境」が提供できない場合が考えられる。
- 夫婦が里親やファミリーホームだけを職業とする形態があってもよいのではないか。

夫婦が里親やファミリーホームだけをしている里親さんには、できるだけ困難な児童を受けてもらい、 そこで家庭のケアを受けられるような形を作った方がよいのではないか。

<第5回>

- ファミリーホームについては、里親登録した養育者とすることが大事な視点ではないか。
- ファミリーホームの設置が施設を小規模化する際の条件になること自体がおかしい。
- ・ 施設職員が独立してファミリーホームを開設することや、法人の職員のままでファミリーホームを開設することも選択肢として残していてもよいのではないか。施設のあり方として、里親ファミリーホームを支援する施設と、ソーシャルワーク機能を持った小規模施設のどちらを運営してもよく、一つの方向性に縛られない制度設計が重要。
- ・ 今の児童養護施設のあり方を変えて、里親ファミリーホームを支援する形態に変わっていく施設もあると考えると、法人型を残した方がよいのではないか。
- ・ 法人組織に属しながら、里親登録を原則として、法人からのバックアップを受けながらファミリーホームを運営する形態もあっていいのではないか。
- 独身で里親を長くやっていてファミリーホームを開設する希望のある方は何人もいる。
- ・ 里親登録をし、まずは子どもの1人委託をうけて、それからファミリーホームへ転換する方がいいのではないか。

〇定義のまとめ方

<第5回>

- ・ 「一般の家族の機能」については、子どもの養育に関してかなり限定的に書いた方が良いのではないか。家族とはこうあるべきとミスリードされる可能性がある。また、「共有される価値がある」というと、 家族は何か価値を共有していないといけないという理解のされ方になる恐れがある。
- 「機能」を「養育環境としての機能」に直したほうがよいのではないか。
- 「共有される価値がある」を独立させないという整理もあるのではないか。
- ・ 「社会的養護としての家庭同様の養育環境の機能」には、「発達が促されて、生活課題の修復が意図的 に行われる場」ということも入れた方がよいのではないか。
- ・ 「社会的養護としての家庭同様の養育環境の機能」のうち「家庭同様の」という文言は要らないのではないか。

- ・ 情緒的な安定の回復などの文言のほうがよいのではないか。関係性の構築、発達の促進、生活課題の 修復や解決という機能になるのではないか。
- 家族には治療的機能があり、慰安的機能、問題解決機能も入れた方がよいのではないか。
- ・ 家族社会学のタルコット・パーソンズやバージェスなどの家族機能をベースに考えた方がよいのではないか。
- ・ 家族に限定せず、地域との関係やその他の機能を使いつつ回復していくという考え方のほうがよいのではないか。家族の機能を地域との関係でとらえるのが社会的養育の意味ではないか。安全が保たれていることと、開かれた家庭の必要性との両立をどう考えるか。
- ・ 子どもの養育について、何が原則的に大事かという観点で考え、具体的な条件や要件を具体的に広げていくほうがよいのではないか。
- ・ 子どもの養育に関して、情緒的で特定的な人間関係や生活の基盤、発育や発達の保障、情緒的な回復 の場のくらいにシンプルにしたほうがよいのではないか。
- ・ 継続的な人間関係、安定した人間関係が子どもの生活の基盤であること、心身の発達の保障について 情緒的な安定性の回復の場ということぐらいに集約したほうがよいのではないか。
- ・ 要件として書かれているのは一定の養育環境であり、継続的な人間関係や生活基盤の共有というもの は要件の中に含まれているおり、そういう環境が保障されることによって心身の発達や、癒しの機能と いうものが遂行されるということではないか。
- 社会的養護の特性をきっちり位置づけたほうがよいのではないか。要件の中に組み込んでしまうと、 特性が非常に見えづらくなるのではないか。
- 社会的養育の養育環境の機能について、どこかできちっと書く必要があるのではないか。
- 家庭的と家庭の違いを明確にする必要があるのではないか。家庭的でなく、家庭ならではの部分は、1つは継続的で特定な人間関係で、もう一つは、共有される生活体験のようなものではないか。
- 機能として永続性を考えたときに、養子縁組の方向をきちんと打ち出すことが必要。
- ・ 子どもほっとする環境として何が必要かを整理し、「子どものニーズに合った適切なケアを提供できる」 機能を整理してはどうか。
- ・ 項目の立て方として、社会的養育共通部分が最初にあって、家庭養育、家庭的養育の機能を並べるほうがわかりやすいのではないか。
- 特別養子縁組、普通養子縁組、親族里親と書いていけばよいのではないか。

- 子どもはどうしてもらいたいと思っているのかを考えるということを前面に出したほうがよい。
- ・ 適格性の判断は難しいかもしれないが、養子縁組前のカンファレンスや評価の段階で、この要件を満たせるような家庭に養子縁組されることをイメージできるように整理したい。
- ・ 法律に明示されており、ある程度、明確に家庭の機能も含めて示す必要があるのではないか。家庭という言葉を中心に求められる家庭のあり方を示さざるを得ないのではないか。家庭的養育環境が何かを明確にする必要があるのではないか。
- 「できる限り良好な家庭的環境」とは何かという定義をしっかり書くことで、「できる限り良好な家庭的環境」でない環境を明快に書くことが大事なのではないか。
- ・ 児童の代替的養護に関する指針の目的にあるように、どういう手続をしながら子どもの一番よい社会 的養護を見出していくかが必要ではないか。適切性のある代替的養護の提供を実施する部署をつくる必 要がある。
- ・ 「できる限り良好な家庭的環境」を操作的定義してはどうか。例えば、小規模化、個別化を軸にし、 集団は小規模で6名程度の小規模を超えることはなく、集団の構成員は比較的安定したものであって、 比較的、継続的な対人関係をベースに養育が営まれること。集団生活ではなく、子ども一人一人のニー ズに応じた生活支援が提供されること。子どものニーズに応じた社会資源を活用しながら、安定したグ ループとしての生活を営むものとすることなど、操作的に定義するほうがよいのではないか。
- ・ 子どもに望ましい養育は、一定の幅を持ちながら、家庭が正常に機能しているとすればどういうことかを整理するのではないか。それを提供できるユニットなどの中身は何かを考えるのではないか。
- ・ 「家庭における養育環境と同様の養育環境」を明確に定義することが里親または養親候補者の認定に も役立つ。登録された里親を抹消するプロセスも非常に重要。
- 家庭のあり方ではなくて、家庭養護のあり方として最低限の要件は明確にすることが必要ではないか。 良好な家庭的環境は要件をグラデーションで考え、どこに近づけていくのが家庭的養護かの基準を家庭 養護の要件から考えてはどうか。
- ・ 情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、児童自立支援施設も要件の中に入れながら考えなければいけない。漠とした言い方にまとめていかざるを得ないのではないか。
- ・ 適当な「家庭環境と同様の養育環境」が提供できない状況については、いずれは解消しなければならないことを明確に記載したほうがよいのではないか。

○家庭養護優先

- ・ 理念としては親のことは考えずに子どものことを考えるのは当然だが、保護者の抵抗感が強く、里親 はダメだが施設は良いという場合があり、実務上の手だてを講じないと動かないのではないか。
- ・ 施設入所は短期間が条件で、短期間で親が引き取れなければ里親委託することとし、親が引き取れるように在宅支援を行うことを児童相談所側は今後考えていく必要があり、場合によっては 28 条の申し立てや親権停止する必要があるのではないか。
- ・ 里親委託を拒否する親は心理的な意味合いが強いので、里親という名称をどうするかという議論もする意味があるのではないか。
- ・ 里親委託ガイドラインの原則の中には、保護者が里親に明確に反対している場合(28条措置を除く) に保護者の理解を促すための説明に関する事項があり、里親制度への誤解を解くような説明の仕方が具 体的に記述されている。
- 家庭養護を供給していけるのかを同時に考える必要がある。
- 説得して同意してもらうことが基本だが、司法関与のあり方において、分離だけではなく、ケアプランの執行などもう少し強い枠組みが入れられるかどうか。
- できればガイドライン的なものを作る必要があるのではないか。

<「できる限り良好な家庭的環境」の定義とそれを利用する場合の条件>

項目	環境」の定義とそれを利用する場合の未件/ ご意見
○「できる限り良好な家庭的	17.50
環境」の定義	 ・ どのような形態のものが大規模施設として今後縮小していくべきか、また、どのような形態が「できる限り良好な家庭的環境」に当てはまるのか議論する必要がある。 ・ 本体施設の中で全て小規模グループケア化した施設は、「できる限り良好な家庭的環境」と言えるのか疑問。 ・ 「近所とのコミュニケーションの取り方を自然に学べる」ということが小規模化の意義と課題の1つなので、地域の中に分散(点在)していることが小規模化として意味があり、それが本来の「良好な家
	庭的環境」と考える。
	 継続性、一貫性、連続性ということを前提に家庭的な養育環境を考える必要がある。 〈第4回〉 地域の中に存在するということは非常に重要な視点。 「できる限り良好な家庭的環境」は、施設型のファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの分園型。ただし、地域小規模児童養護施設と小規模グループケアの分園型については、子どもの側から見て違いが全く分からないので、これは統一してしまってよいのではないか。 個別化ができないといけない。そのための単位の生活を提供しなければいけない。規則や行事などで

	 縛っているような施設養護では、子どもの家庭の中で起きてきた問題を解決するためには機能しない。施設養護の支援の中身を十分精査していかなければならない。 ぐ第5回> ざくっとした表現で機能論的にまとめたほうがいいのではないか。子ども一人一人の発達を保障する機能としての良好な家庭的環境とは何かということを整理したほうがいいのではないか。 生活の柔軟性が機能としてあることは必要。子どものニーズや今まで育ってきた生活状況や環境とマッチした生活を提供することが家庭と同様、もしくは家庭的環境ということになるのではないか。 施設がソーシャルワーク機能を有していることが重要。 大舎制はどの施設でもいらないのではないか。地域の中で子どもたちに必要なケアを提供する場合に、ある一時期は地域等 100%オープンでないという場合もあり得るのではないか。最大6人という規模を考える中でも、養育者が複数となってもできるだけ一貫した養育がなされると同時に、柔軟な養育など家庭の持つ機能はできるだけ有することを原則と考えてはどうか。
○地域に存在していること	 ・ 地域社会に存在するという要件を入れてはどうか。 ・ 行動化が激しい場合、地域の中に本当にオープンに組み込めるのかということもあり、ニーズによって考えていくことが適当ではないか。 ・ どこにあったら地域社会でどこにあったら地域社会ではないのか。 ・ 情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設はたいてい非常に遠いところにある。どこまでだったら家庭的環境なのかを社会的養護施設として認めるのかを明確にしたほうがいいのではないか。 ・ 小舎制といってもその規模の理解はばらばらなのではないか。 ・ 児童自立支援施設は、地域社会から一定の隔離できることも利点なのではないか。 ・ 情緒障害児短期治療施設は、院内学級が活用できる利点がある。地域に開かれると同時に、必要に応じて子どもが施設の中で教育を完結できる特徴を施設として位置づけることは可能ではないか。
〇規模に関すること	<第5回> 小舎夫婦制は、「できる限り良好な家庭的環境」に位置づけるべきで、子どものニーズにマッチしたー

つの形態ではないか。

- ・ 医療的モデルは、情緒障害児短期治療施設が子どもの福祉施設であるのでなじまない。生活支援をベースで考えると小規模化が必要。児童養護施設等の社会的養護の施設の中で心理士が豊富にいて、心理療法を子どもに提供できるの施設として位置づければいいのではないか。
- ・ 情緒障害児短期治療施設の一つのユニットは6人や8人が限界ではないか。6人や8人のユニットが ばらばらにあると大変であり、職員のバックアップも難しい。院内学級を考えると、6人や8人のユニットが固まった施設ということは十分あり得るのではないか。児童自立支援施設も基本は6人ぐらいが 限界ではないか。地域社会にばらばらにあると収拾がつかないので、固まったところで院内学級があって、お互いにバックアップしていくという体制が妥当ではないか。
- ・ 児童自立支援施設はどちらかというと行動化の激しい子どもが境界線の中に守られている。情緒障害 児短期治療施設は性虐待の被害の子どもも結構おり、社会に出ることの不安さもあるので、そういう意味で地域の中に必ずしも全部が開かれている必要はなく、子どものニーズに合わせて、閉じられた中に 一時的にいて回復するということもある。ただし、基本的に生活単位は小さくしていくべき
- ・ 生活単位を6人、8人にして、そのユニットが8つも10もある情緒障害児短期治療施設はものすごく 運営が大変ではないか。せいぜい6人、8人のユニットが集まって、3~4カ所や5カ所。施設全体の 規模が大きくなると、ユニットは別々であっても、1カ所に集まると、いろんな問題行動が発生してく ることを考えると、施設全体の規模は小さいサイズがよいのではないか。
- ・ できる限り家庭に近いとなったら考えると、6人の子どもがいる家庭はほとんどないが、今までのことを考えると6人ぐらいではないか。
- 6人以下と明示は必要ではないか。
- 情緒障害児短期治療施設は、30人が限界ではないか。
- ・ 情緒障害児短期治療施設は、30人、20人台のほうが望ましいのではないか。
- ・ 何人かということは、最初に完全に決めてしまわないで、ある程度何人かとしつつ、本当に決めるのは1回やってみて、効果を見ながら決めていく方がよいのではないか
- ・ 治療的な効果を考えると、情緒障害児短期治療施設のニーズも地域によって、医療機関の有無で全然 違う子どもが入所しており、ある程度、幅も必要ではないか。
- 最適な職員数を置くことによって6人の規模が可能になっていくのではないか。
- 最大6人としたほうがよいのではないか。

	 制度上6人と決めてしまうよりも、原則としたほうがよいのではないか。ある程度、子どもの最善の利益を考慮しながらも柔軟な対応が可能とした方がよいのではないか。 原則6人として、それ以上でもできることにしてしまうと、全体として7人、8人を入れる状況になってしまうのは適当でないのではないか。 小規模化すると社会的養護全体のキャパが小さくなる。この小規模化によって、必要としている子どもを今度はどうケアしていくのか、議論をする必要がある。
○支援の継続性	 〈第5回〉 児童自立支援施設については、養育者は複数となってもそのケアの在り方は一貫している場合は、交代制であっても小舎でこの機能要件を満たせば家庭的と考えてよいのではないか。 特定の養育者と言うのであれば、その養育者が資格を持っていて、労働基準法から外すぐらいのことを考えていくべき。 一貫性や継続性をどう担保するかが極めて重要。できるだけ良好な家庭的環境に近づけることについて、条件整備をしていくことが大事。
○個別化	 〈第5回〉 子どもの個別のニーズに個々に応じるケアという、個別化を前面に出したほうがよい。 個別化をどれだけ担保できるか。24 時間、子どもと一緒に暮らす人が存在することの意味をどう考えるか。1人で常に6人見なければいけない状況は個別化どころではない。ケアの連続性を担保できるプログラムを持って、なおかつ適切な人が配置されている状況が必要ではないか。

<施設の機能について>

項目	ご意見
〇治療型施設	<第4回>
	・ 大人数の施設は、治療を目的としたような形態とするのがよいのではないか。情緒障害児短期治療施
	設や児童自立支援施設は、もともと治療型という形態で考えられているので、治療型施設として、でき
	るだけ一時期の治療のために入所し、できるだけ家庭または家庭的なところに戻せるようにした方がよ
	いのではないか。乳児院と児童養護施設に関しては、ユニット型を含む本体施設とし、本体施設は治療
	型施設にできるだけ移行することも念頭に考えるのがよいのではないか。
	・ 治療的な施設は通所できるようにし、里親が利用する形態も含めて、在宅サービスを底上げするべき。

<里親委託について>

項目	ご意見
〇長期間の里親委託	<第4回> 現実には長期里親が養子縁組の代替的な機能を果たしているという側面もある。
○里親支援	 (第4回> 里親支援の形態としては、児童相談所に専門家チームとして経験の長い職員を抱えながらやっていく 形態。フォスタリング・エージェンシーのような民間機関が包括的なチームを作って実施する形態。児 童相談所に1人か2人の職員を置き、里親支援専門相談員などの施設職員と役割分担しながら事業展開 する形態が考えられる。
○里親委託の推進	〈第4回〉 ・ 3年を超えると家庭復帰になる子どもががたんと減っていく。3年を超えると、あとは 18 歳まで入所してしまう。児童養護施設で長期入所している子どもで里親委託に措置変更になる子どもというのは非常に少ない。特に乳児院から継続している子どもに、より適切な良好な里親養育に移行したいと考えるがなかなか進んでいないという現状がある。

<養子縁組の促進について>

項目	ご意見
○養子縁組の利用促進	 〈第4回〉 児童相談所を通して縁組をするケースに関して、養育費の補助等を含めて縁組促進に向けた何らかの施策が必要ではないか。 児童相談所側にパーマネンシーに対する意識がまだ十分浸透していない。

<ポピュレーションアプローチ>

項目	ご意見
妊娠期からの支援	<第5回>
	・ 妊産婦や胎児期の子どもの福祉の充実・強化は検討すべき重要な課題。発生予防の観点から、身体的
	健康の側面だけでなく、メンタルヘルスや生育環境について母子健康手帳に掲載し、アセスメントの結
	果、必要な家庭を支援するようにしてはどうか。
	・ 母子健康手帳の内容をデータベース化し、将来的には母子だけでなく、養育者である父親を含めた親
	子、家族全体のヘルスチェックができ、必要な支援ができるよう母子保健法を改正し、子ども家庭保健
	法(仮称)などの法律を制定していく必要があるのではないか。
	・ 特定妊婦など虐待のハイリスクなケースに対しては、ソーシャルワークによる十分なケアが必要。妊
	娠の届け出がない妊婦は把握と支援が困難。できるだけ相談や支援につなげるための施策が必要。例え
	ば子育て世代包括支援センターなどで、相談体制を整備し、保健と福祉の専門家による、同行支援など
	のソーシャルワークを実施してはどうか。個人情報が保護されたメールなどによる妊娠相談など思いが
	けない妊娠をした方から相談しやすい状況をつくるべきではないか。乳児家庭全戸訪問事業などについ
	ては妊婦や胎児まで拡充できないか。経済的理由での未受診者などなかなか届け出ができない貧困な妊
	婦に対し、妊娠検査や健診助成事業などの助成を考えてはどうか。
	・ 若年で妊娠した特定妊婦の児童が、出産後家庭での生活が困難な場合に、家庭と同様の生育環境とし
	て里親やファミリーホームで出産を支援し、産まれた乳児と児童である母親が一緒に生活しながら母子
	の成長・発達や自立支援を行うことができる新たな体制整備をすべきではないか。

- ・ 産前産後だけでなく母親の自立まで支援する事業や母子生活支援施設で母親の出産・育児支援・自立 支援を行うとともに、子どもの成長・発達及び自立支援を行う体制整備をすべきではないか。
- ・ 出産後、親子が一緒にケアを受ける環境をつくり、親の養育をアセスメントする機能が必要。里親制度、母子生活支援施設よりも小規模な母子ホーム、NPO、乳児院を活用してはどうか。措置と契約の両方の制度が必要ではないか。対象について母子だけではなく、父子や両親と子どもということも考えられるのではないか。
- ・ 産後の親子ケアを行っても、自立した生活ができない場合もある。長期的に利用可能な親子ホームにより親子分離も防ぐことができるのではないか。精神的なハンデのある方については、中長期的な母子ホームを考えてもよいのではないか。
- ・ 養育は基本的に適切な生育環境を提供することであり、常に子どもの生育環境という視点で考えることを明確にする必要があるのではないか。
- 自宅で出産となる社会的につながりを持ちにくい状況にある人への支援が必要ではないか。
- 特定妊婦の把握については、市町村の専門性の強化と学校との連携が重要。
 - ・特定妊婦に対する相談は、少なくとも都道府県単位の支援の仕組みが必要。
- 非常に限られた範囲でのみ名前を明らかにして、そのプロセスでは内密性を保ち、安全性も確保しながら、出産できるようにすることも考える必要があるのではないか。
- ・ 住機能と支援機能を分けて考えることも必要ではないか。貸し部屋のような形態からきめ細かな支援を行う形態まで、住機能を保証しつつ、支援機能をグラデーションで考える施策づくりが必要ではないか。中立的な意思決定を支えることができるよう、養子縁組と妊娠相談を連続で捉えず、中立的な意思決定を支える妊娠相談の機関とあっせん機関との連携も考えてはどうか。
- ・ 児童家庭支援センターについて、いくつかの機能類型を設けることで、母子保健等に特化した児童家庭支援センターを医療機関併設型で実施する方法も考えられるのではないか。
- ・ 産前産後母子ホームは、新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会で設置すべきと提言された。社会的養護の観点から、特定妊婦に対する積極的な支援が必要ではないか。
- 母子生活支援施設は、児童福祉法なので、子どもが生まれてからは利用できるが、妊婦も本来の利用者の中に位置づけていくことを考えるべきではないか。

<一時保護所について>

項目	ご意見
□ 項目 ○一時保護所の養育環境	ご意見 ・ 基本は小規模化で、特殊な子どものニードによっては小規模化ユニットが集まった地域社会からちょっと離れた環境もありうるという考え方は一時保護にも当てはまるのではないか。一時保護の子どもの中には家庭と同様の養育環境でいい子どもいれば、グループホームでいい子どももいる。中には地域社会から離れた方がよい子どもいる。子どものニードに応じた一時保護環境を考える必要があるのではないか。一時保護所が必要な子どもについても基本は小規模化ではないか。 ・ 緊急一時保護の乳幼児は里親と考えた方がよいのではないか。 ・ 子どものニードに応じて身柄つきで来る学齢児などは、情緒障害児短期治療施設と同じぐらいの配置基準のある小規模一時保護所のようなものが必要ではないか。都市部の一時保護所は混在しており、大人数での一時保護の形態はやめていくべきではないか。 ・ 一時保護所で2カ月や3カ月生活すること自体が大変なので、もっと短くして、一時保護委託をもっと増やしていく必要があるのではないか。

<リービングケアについて>

項目	ご意見
〇自立のための支援のあり	<第5回>
方	 社会的養護の子どものためのゲートキーパーを配置し、次のステップをどうしたらよいか、その都度、考えていく仕組みを作る必要があるのではないか。 施設や里親で不調になった 10 代後半の子どもの措置先について、住居の確保だけでなく、訪問型のケアを行う必要があるのではないか。集団生活が難しい高齢児童のためのケアつきひとり暮らしの形態を考えてはどうか。子どものニーズに合わせて様々なグラデーションのあるケアを準備できるとよいのではないか。

<その他全般的な意見>

項目	ご意見
その他全般的な意見	〈第3回〉①どのようにして社会的養護の必要性をなくしていくか、②本当に代替養護が必要な子どもに対してどのように適切な対応をしていくのか、これらを議論することが必要ではないか。これらをベースにしながら社会的養育の仕組みを考える必要があるのではないか。
	 (第4回> 一次予防、二次予防、三次予防というような全体のシステムとして考えるという捉え方をしないと、形だけでは決め切れない。子どもたちの帰属意識を育てられるかを同時にやっていく必要がある。 実際は里親だけではやっていけないケースが出てくる。それをどのように壊れないようにし、つなぎとめていくかに大きな課題がある。これについては、施設機能もあわせて考えていくべき。 居住場所が全てを決するわけではなく、居住場所が危うい場合には強力にバックアップするということを当然やるべき。 制度の本体のベースラインをきっちりし、そこでは手に負えなくなってしまう子どもたちに対してはどういう手だてを考えるのかという構造にした方がよいのではないか。